

## 野田市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年3月8日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所2階中会議室1、2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 川 辺 茂	2番 山 田 賢 一
3番 筑 井 正	4番 齊 藤 和 夫
5番 石 塚 正 夫	6番 遠 藤 一 浩
7番 吉 岡 清 美	8番 荒 木 大 輔
9番 染 谷 美佐夫	10番 宇佐見 稔 久
11番 後 藤 和 久	12番 鳩 貝 直 子
13番 藤 井 愛 子	

〈農地利用最適化推進委員〉

1番 江 村 昭 夫	2番 中 島 利 男
3番 針ヶ谷 久 翁	4番 藤 井 文 男
5番 岡 田 武 志	7番 金剛寺 浩 一
8番 張 替 均	9番 山 田 教 明
10番 池 澤 保	12番 知 久 清 治
13番 松 沼 貴	14番 和 田 利 浩

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について

議案第4号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 非農地判断の実施について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
主査	松崎 哲史
主事	山代 紘平

**議長** ただいまから令和6年第3回野田市農業委員会を開会します。

本日の欠席者はありません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

9番 染谷 美佐夫 委員、10番 宇佐見 稔久 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

**議長** 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

本案については、議事参与の制限を受けるため、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、1番について先議します。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

**議長** 事務局からの説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で1,494平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続したが、遠方で管理できないため、譲受人は、農業経営の拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。  
令和6年2月21日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

**染谷委員** 今月は2班が担当で、3月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番から6番、10番、議案第2号1番、議案第3号1番、4番から7番については荒木委員。

議案第1号申請番号7番から9番、11番から13番、議案第3号申請番号2番、3番については後藤委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について荒木委員から報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、野田字鹿島下の田1筆及び今上字花輪道下の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号1番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の委員の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 474 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続を受けたが時間が無くて耕作ができないため、譲受人は、住居地に近隣の農地を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第 1 号申請番号 2 番について報告します。

申請地は目吹字北大山の畑 1 筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 396 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続で取得したが居住地が遠く管理ができないため、譲受人は、住居地に近隣の農地を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第 1 号申請番号 3 番について報告します。

申請地は、目吹字南下夕村の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 509 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農地を存続する継承者の確保が困難であるため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第 1 号申請番号 4 番について報告します。

申請地は今上字大江堀の畑 1 筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 512 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農地を存続する継承者の確保が困難であるため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第 1 号申請番号 5 番について報告します。

申請地は、今上字大江堀の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,744平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続により取得したが管理が困難なため、譲受人は、経営規模の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和6年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第1号申請番号6番について報告します。

申請地は、今上字新道下の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で353平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和6年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第1号申請番号7番について報告します。

申請地は、尾崎字堀尻の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 2,316 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第 1 号申請番号 8 番について報告します。

申請地は、東金野井字原新田の畑 3 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 532 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第 1 号申請番号 9 番について報告します。

申請地は、東金野井字山口の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 571 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続で所有となった土地で住所も野田市ではなく農業ができないため、譲受人は、家で所有している土地の隣接地であり、耕作面積を増やすためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第 1 号申請番号 10 番について報告します。

申請地は、木野崎字中ノ台の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 885 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第 1 号申請番号 11 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字前堀の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 12 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1,736 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第 1 号申請番号 12 番について報告します。

申請地は、岡田字下椿の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 3,145 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 6 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第 1 号申請番号 13 番について報告します。

申請地は、岡田新田の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** 申請番号の2番と3番、の経営面積のことで確認したいんですけど。経営面積が630平方メートルで、耕作面積が2011平方メートルで、意味がわかんない。

**事務局** この方、坂東市で1381平方メートルもっていて、なので合算すると2011平方メートルになります。

修正願います。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号2番から13番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について」、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、目吹字砂田の畑1筆853㎡で令和5年12月27日付で太陽光発電施設用地として転用許可を受けましたが、急傾斜により、当初計画のパネル枚数が減少し、採算が取れなくなるため、許可処分の取消願が提出されました。

令和6年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

現地を確認したところ、雑草は生えている状態でしたが草刈りはされていませんでした。

太陽光の設備等はまだ設置されておりませんでした。

取消願い添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては取消相当と判断されます。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

議案第3号申請番号1番、について事務局の説明を求めます。

## **事務局**

議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、田1筆613平方メートル、畑5筆で4,210平方メートル、合計4,823平方メートルとなっております。

転用の目的は、資材置場用地です。

令和6年2月22日に受付をしております。

今回の申請地は令和2年2月25日付けで所有権移転を伴う車両置場として、転用許可を受けましたが、譲渡人と譲受人の間でトラブルがあり実施されませんでした。

本来であれば、令和2年の許可を取消してから新たな申請を行うべきですが、取消に関して当事者間での合意が得られませんでした。

今回の件について、千葉県東葛飾農業事務所に確認したところ、同一地に複数許可がでた場合、どちらも許可自体は有効であり、二重に許可することは違法ではないとの事でした。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を土留め板及び単管パイプで囲う計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたが、過去の経緯等もありますので、皆さんと一緒に申請者からの説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

- 申請代理人着席 -

**議長** それでは最初に自己紹介をしていただき、過去の経緯等を踏まえ、今回の概要、計画等を詳しく説明してください。

**申請代理人** 私は、〇〇さんの代理人で〇〇と申します。

よろしくお願いします。

**議長** 過去、一回、許可降りていて、また今回こうなったのかを経過をお願いします。

**申請代理人** その経緯については、令和2年に許可を頂いていたそうなのですが、その前に、自宅前にあった〇〇というトラック会社から敷地を拡大したいというお話を頂いたんですが、条件が整わなくて契約まではいかなかった。

またその後で会社からやってくれと言われてたんです、許可は取ってあるからと。

ただ、条件が合わないから〇〇さんは、契約できないと。

私も委任状を持って農業委員会に出向いて、許可書を見せてもらったんですが、会社から出された書類の委任状に勝手にハンコを押されていたこともあったそうです。

その後、令和4年くらいにまた契約しないでしたら、相手から恐喝まがいの対応をされたこともあったと。

〇〇さんは、弁護士を通じてその後の対応をするようにしましたと。

そうしたら、相手は電話にも出なくなったということです。

これらが過去の経緯です。

今回ですね、新たに別の会社と契約することに至ったと。

〇〇さんはそのままそこにお住まいで、今回は賃貸借契約にて転用の申請をすることになりました。

埼玉県にある〇〇ですが、家の枠を作る会社で、千葉県の北西部で需要が多く、そちらの方の現場に近いということで、決められたそうです。

**議長** 何かご質問ありますか？

**筑井委員** 今の話を聞きますと、当初の申請は虚偽申請になると思うんですね。

偽のハンコを使ったり、勝手に委任状を作られたり。

相手方には何か問い合わせしてるんですかね。

**申請代理人** 今、弁護士を通じて問い合わせをしている状況です。

**後藤委員** 前回の申請時の方とのトラブルを現在進行形で抱えているのは、大丈夫なんですか。

**申請代理人** 現在の状況ですが、一切相手から返事がなくなった状況です。

相手が虚偽申請をしてきているわけなので、向こうから何かしてくるのは圧倒的に不利なので、向こうから何か申し出てくることはないと思います。

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請代理人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか？

- 異議なしの声あり -

**議長** お忙しい中、お疲れさまでした。

退席されて結構です。

- 申請人退席 -

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案番号第3号申請番号1番を説明する前に、申請番号1番から7番に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題はないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で475平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。

令和6年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、碎石敷きし碎石が飛散しないよう隣地との間に50cm程の距離を開ける計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の区域外であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1,992平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和6年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**後藤委員** 議案第3号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砕石敷きし外周を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番から7番については関連案件のため一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号4番から7番についてご説明いたします。

申請地は、畑12筆で7312.7平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による物流倉庫用地です。

令和6年2月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第3号申請番号4番から7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

切土、盛土によって平坦な造成をします。

給排水関係は、給水については野田市営水道から引込み、雨水についてはU字溝、配管にて敷地内雨水を浸透施設に集水します。

雑排水については合併浄化槽を設置します。

周辺農地への被害防除対策は、周辺に農地はありませんが、法面保護を行い土砂流出を防止します。

また日照、通風への影響が最小限になるように計画しております。

行政庁の許認可である、第29条の開発行為許可申請書の写しも添付されております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については意見書、同意書が添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** 先ほどの件ですが、虚偽申請てのが判明したら、前に遡って取り消すことはできないのでしょうか？

**事務局** 譲渡人、譲受人、双方から話ををいただくことが何度かありましたが、譲渡人の主張は先ほどあった内容ですが、一方で、譲受人からは真逆の内容で、自分たちはきちんと相手に同意をとって確認して書類を作ったのにその後で、譲渡人が嘘を言っていると、主張されています。

で、どちらが本当の事を言っているのか、真偽はどちらなのかということについては事務局として確認するのは難しいと、これ以上関わりすぎるべきではないと判断しました。

そんな中で、今回新たに同じ土地ですが申請が上がりまして、これについて千葉県に確認したところ、これについて違法性はないと見解を頂きまして、適正な書類と適正な計画を確認して頂いて、これを審査していただきたいと思います。

**筑井委員** 今言われたことはわかりましたが、委任状の件はどうなんですか。

本人が知らない印鑑を使われたということも真偽はわからないということですか。

もう1点、昔は、許可書だけで登記できたと思ったんですが、今はできないんですかね。

許可書だけで登記できたら、二重登記になっちゃって。

**事務局** 昔から所有権移転登記は土地の所有者の実印、印鑑証明がないとできません。

今回の申請は賃貸借です。

**筑井委員** ああ、そっか。

委任状の考え方は。

**議長** 本人が訴えない限りなにも判断できないんじゃない。

**筑井委員** 本人は委任してないって言ってるけど、委任状が虚偽だっていえない訳ね。

形式的審査しかできないわけね。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

**議長** これより議案第3号1番から7番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

野田市長より令和6年3月1日付けで、令和5年度第11次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、5年の賃借権設定が畑2筆で994平方メートル、田2筆で3,292平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります

報告事項に移ります。

**議長** 「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告第1号から報告第7号についてご説明いたします。

報告事項の1ページ、2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、4件受理しております。

次に3ページ、4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5件受理しております。

次に5ページから8ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、12件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に9ページから21ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、6件提出がありました。

次に22ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に23ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について、2件提出がありました。

次に24ページをご覧ください。

報告第7号 非農地判断の実施について、2件の提出がありました。

以上です。

**議長** 報告第7号の非農地判断の実施については、今回、初めての報告事項となりますので、概要について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告第7号についてご説明いたします。

非農地判断の実施については、農地台帳の正確な記録の確保を図るために、農地が既に森林の様相を呈しているなど一定の要件を満たしている農地については、非農地として判断をし、土地所有者へその旨を通知することが、農地法の運用通知に規定されています。

今回、土地所有者から、代理人を通して、非農地判断の申出があったため、その地域を担当する農業委員、農地利用最適化推進委員と現地調査を実施したところ、非農地として判断した案件があるため、報告事項として上げさせていただきました。

今後、同様の申し出が想定されますので、申出があった農地の地域を担当する委員におかれましては、ご対応をお願いすることとなりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**議長** つづきまして、調査委員からの報告に移ります。

番号1番について、調査にあたった遠藤委員より報告をお願いします。

**遠藤委員** 報告第7号 番号1番について報告します。

令和5年12月6日に私と齊藤会長、後藤会長職務代理者、針ヶ谷農地利用最適化推進委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。

調査地は、ひどく荒廃していることや、雑木が自生している状況から再生利用が困難な農地であり、調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、土地所有者にその旨を通知しました。

以上です。

**議長** 番号2番について、調査にあたった岡田農地利用最適化推進委員より報告をお願いします。

**岡田推進委員** 報告第7号 番号2番について報告します。

令和6年12月20日に私と齊藤会長、張替農地利用最適化推進委員、事務局 職員2名と現地調査を行いました。

調査地は、ひどく荒廃していることや、雑木が自生している状況から再生利用が困難な農地であり、調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、土地所有者にその旨を通知しました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時50分)

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和6年3月8日

議 長

署 名 人

署 名 人